

- 登録する加盟店店舗(EC サイト)の従業員数ではなく、法人・個人事業主全体の従業員数をご記入ください
- 下記に**あてはまらない**従業員に関しては従業員数に含めてください

- (a) 会社役員※1
- (b) 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c) 申請時点において育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員※2
- (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
  - (d 1) 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者※3
  - (d 2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員※4」の所定労働時間に比べて短い者

※1 従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。

※2 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者とする。

※3 所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。

※4 本事業における「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系等を総合的に勘案して判断することとする。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が「通常の従業員」となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とする。そのため（d 2）においてパートタイム労働者に該当するのは、1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下、または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下の場合に限る。